

仕様書

1. 業務名

梅毒予防・啓発のための SNS 等を活用した広報業務委託（その 2）

2. 業務目的と業務概要

本業務は、全国的にも増加傾向にあり、本市においても 2017 年頃より報告数が急増し、2024 年には過去最多の報告数となった梅毒の感染拡大防止と先天梅毒の発生防止を目的とする。

梅毒は、感染者のうち男性が 6 割を占め、男性は 20 代から 60 代まで幅広い年代に感染が見られる一方で、女性の感染者は約半数が 20 歳代であり、若い世代にも感染が広がっている。また、梅毒は症状が自然に消失する期間があるため、気づかない間に人に感染を広げたり、特に女性は症状に気が付きにくく発見が遅れることが多い。

これらのことから、若年層に向けた梅毒に関する正しい知識と、早期発見・早期治療につながる検査の普及啓発が必要であり、これらの広報効果の向上を図るために、SNS を主な情報源とする若年層に向けた啓発動画及び静止画の作成と SNS・WEB での広告配信、チラシ・ポスター作成、印刷を実施するものである。

【誘導先リンク】

- ・岡山市ホームページ「岡山市で梅毒患者が増加しています！」

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000008447.html>

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までとする。

4. 業務の内容

(1) 作業実施計画書の作成

受託者は、本業務の効率的かつ円滑な遂行のため、契約締結後速やかに作業実施計画書を作成し、業務開始時の会議で説明するとともに、委託者の承認を得て提出すること。なお、本計画書の作成にあたっては、以下の項目について必ず記載すること。

① 実施方針

啓発資材制作にあたっての基本的な考え方、コンセプト等を記載すること。

② スケジュール

委託者と受託者との会議日程や啓発資材作成、SNS・WEB 広告配信についてスケジュールを作成すること。

(2) 動画および静止画の制作

① 動画および静止画の内容

- ・岡山市在住の若年層をターゲットとし、梅毒の発生動向や梅毒の特徴（初期は無症状のことが多いこと。一時的に症状が消失することがあるが治ったわけではないこと等）、予防（コン

ドームの適切な使用)等の基礎知識および、不安がある場合の検査の受検勧奨などの題材を基に、ターゲット世代に訴求力の高い内容で、誘導先リンクに誘導する内容とする。

- ・動画1種類、静止画2種類を制作する。なお、動画と静止画は統一性のあるデザインや内容とすること。
- ・動画、静止画制作を行う前に、委託者は予定台本を作成し、受託者に提出すること。受託者は委託者と内容を協議し、適宜修正に応じた上で、制作すること。
- ・SNS動画の最新トレンドやアルゴリズム、ユーザー動向等に基づいた、最適な内容や形式で制作すること。

②制作期日

令和8年7月31日(金)までに動画1種類、静止画2種類を制作することとし、「(3) SNS 広告による配信」が実施できるようにすること。

③動画、静止画の仕様

- ・動画の要件、規格については原則、以下のとおりとすること。

再生時間	15秒以内
画面縦横比	横型(16:9)
解像度	ハイビジョン
対応言語	日本語
その他	・各種SNSやWEB広告、デジタルサイネージに掲載可能なものとする。 ・委託者が広告媒体によってリサイズが必要と判断した場合は、横型で制作した動画を、縦型(4:5)または(9:16)や正方形(1:1)に再編集すること。

- ・静止画の要件、規格については原則、以下のとおりとすること。

画面縦横比	横型(16:9)
解像度	ハイビジョン
対応言語	日本語
その他	・各種SNSやWEB広告、デジタルサイネージに掲載可能なものとする。 ・委託者が広告媒体によってリサイズが必要と判断した場合は、横型で制作した動画を、縦型(4:5)または(9:16)や正方形(1:1)に再編集すること。

- ・動画、静止画ともにユニバーサルデザインにすること。テロップのフォントサイズは視認性を重視し、コントラストの高いものを使用する。基本的には映像のみでも内容が伝わるものとするが、障がいのある人への配慮として、必要であれば字幕を付けること。
なお、各サイトの自動字幕起こしの内容を確認し、正しく文字起こしがされていない部分は編集すること。必要に応じ音声、ナレーション、テロップ、BGMを入れること。

④編集

- ・受託者は画像の加工、音声、ナレーション、テロップ、BGMの挿入等動画の編集を行うこと。
- ・受託者が編集した動画を委託者及び関係者に確認するため、第一編集版のラフ映像を提出

- すること。視聴した結果、委託者から修正を指示された場合は、再編集し修正すること。
- ・受託者は、編集した動画の内容について著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を適切な処理を行い、納品までに確認すること。
 - ・受託者は、編集した動画（YouTube 用、Instagram 用等）を MP4 形式で、また静止画は PDF および JPEG 形式で委託者へ 1 部ずつ提出すること。データの受け渡し方法は委託者と協議し決定すること。

(3) SNS 広告による配信、ウェブサイト誘導業務

業務目的を達成するため、SNS・WEB の広告機能を使用して動画・静止画の配信を行うこと。また、保健所における HIV・性感染症検査および梅毒・HIV 郵送検査を案内するために、誘導先リンクへ誘導を行うこと。

① 広告配信期間

約 3 か月間（令和 8 年 8 月上旬～9 月下旬、12 月上旬～下旬）

② 配信方法

掲載する SNS 媒体は Instagram、YouTube 等、WEB 媒体は Google 等を想定しているが、委託者と協議のうえ決定すること。配信開始後は、少なくとも 1 か月ごとに広告毎のインプレッション、リーチ、フリークエンシー、クリック数（率）、スキップ数（率）、エンゲージメント等のデータを基に、受託者は委託者と協議しながら媒体、配信方法、回数等の見直しを行うこと。

③ 配信対象

- ・対象者：SNS を主な情報源とする若年層
- ・広告配信地域：岡山市全域
- ・配信機器：スマートフォン端末、タブレット、パソコン

④ 広告配信費用（運用管理費は含まない）

委託費用のうち 100 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）を広告配信に充てること。

⑤ 広告効果分析報告書の作成について

以下の情報を整理、分析することで、結果の考察及び今後の改善提案を取りまとめた広告効果分析報告書を作成し、委託者の承認を得て提出すること。

- ・実施した SNS・WEB 媒体および広告毎のインプレッション、リーチ、フリークエンシー、クリック数（率）、スキップ数（率）、エンゲージメント等の結果・広告からのサイト誘導数
- ・視聴者の属性（年齢、地域、時間帯等）の分析数値、流入経路等のデータ
- ・媒体別実績比較等

⑥ その他

本業務の実施については、委託者と協議のうえ進めること。

(4) チラシおよびポスターの制作、印刷

チラシ、ポスター各 1 種類を制作、印刷すること。内容、規格は以下のとおり。

①チラシ・ポスターの内容

- ・チラシの原案は2案以上作成し、委託者に提出すること。委託者は提出のあった原案から1種類を選び、受託者は委託者からの修正に適宜応じた上で、制作すること。ポスターは、チラシを基に案を作成、委託者に提出し、受託者は委託者からの修正に適宜応じた上で、制作すること。
- ・医療機関や薬局、学校等での配布・掲示を想定し、梅毒の予防や基礎知識、早期発見について若年層に訴求する内容、デザインとする。動画、静止画とともに統一性のあるデザインとすること。
- ・チラシ、ポスターともに、誘導先リンクに誘導すること。
- ・データは、契約終了後も委託者で更新を可能とするため、パワーポイント、PDF、JPEG形式のファイルで委託者に提供すること。

②規格、その他

区分	チラシ	ポスター
サイズ	A4判(縦)	A3判(縦)
デザイン	両面	片面
色	フルカラー	フルカラー
部数	6,000	800
用紙	コート紙90kg(光沢あり、再生コート紙でも可)	コート紙110kg(光沢あり、再生コート紙でも可)
校正	3回程度(簡易色校正含む)	
納品期日	令和8年8月14日(金)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・50部ごとに間紙か紙帯をつけ、一包500部で納品すること。 ・包み側面にラベル(①梅毒広報チラシ、②部数、③製作年月)を貼付。 ・完成したデータをパワーポイント・JPEG・PDF形式で提供すること。提供方法は受注者と相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・50部ごとに間紙か紙帯をつけ、一包100部で納品すること。 ・包み側面にラベル(①梅毒広報ポスター、②部数、③製作年月)を貼付。 ・完成したデータをパワーポイント・JPEG・PDF形式で提供すること。提供方法は受注者と相談する。

5. 成果品

(1) 完了検査

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、委託者の定める委託業務完了届を提出し委託者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって本業務を完了したものとする。

(2) 成果品の帰属・著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- ① 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作

権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- ② 委託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該委託の目的物内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- ③ 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときには、その改変に同意する。また、委託者は、委託の目的物が著作物に該当しない場合には、当該委託の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- ④ 受託者は、当該委託の目的物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- ⑤ 当該委託の目的物に対し、第三者の権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(3) 成果品の契約不適合責任

- ① 納品の後、成果品が契約の内容に適合しない場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- ② 成果品の納品後1年を契約不適合責任期間とし、この期間内に契約の内容に適合しないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

(4) 提出成果品及び提出期限

提出成果品及び提出期限は次のとおりとする。

① 契約締結後に提出するもの

提出成果品	提出期限	参照
作業実施計画書（データ、紙媒体）	契約締結後速やかに	4 (1) 作業実施計画書

② 随時提出するもの

提出成果品	提出期限	参照
予定台本（データ）	動画・静止画制作前	4 (2) ①動画および静止画の内容
・ 動画1種類（MP4形式） ・ 静止画2種類（PDF・JPEG形式）	令和8年7月31日（金）までに作成次第、速やかにデータを提出	4 (2) ②制作期日
広告効果分析報告書（データ、紙媒体）	広告配信終了後速やかに	4 (3) ⑤広告効果分析報告書の作成について
チラシ・ポスター	令和8年8月14日（金）まで	4 (4) ②規格、その他

	に納品	
--	-----	--

③ 業務完了後に提出するもの

提出成果品	提出期限	参照
委託業務完了届 (紙媒体)	業務完了後速やかに	5 (1) 完了検査
実施報告書 (データ、紙媒体)	業務完了後速やかに	参照なし。 本業務に関する実績、効果、 検証を行い、実施状況が確認 できるものとする。

(5) 提出成果品の納品方法

成果品の納品は、次のとおりとする。

① 規格・数量・期限等

- ・冊子等で提出する成果品は、原則として日本工業規格A列4版（一部A列3版可）で簡易製本、画像、図面等は適宜カラー印刷で作成すること。提出部数は各1部とする。
- ・電子データで提出する成果品は、委託者と協議のうえ受け渡しの方法を決定すること。
本業務の成果品は決められた期日までに納品すること。定めのない場合は、令和9年1月29日（金）までに納品すること。その運搬費用は受託者が負担するものとする。

② ウイルスチェック

電子媒体によるデータ納品についてはすべてウイルス対策ソフトにて検査したうえで納品すること。納品物がウイルスに感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、その他賠償等について対応すること。

6. 本業務の基本事項

(1) 協議

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ、委託者の指示に従い業務を遂行すること。
- ② 委託者において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。
なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。
- ③ 委託者は、業務責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められる者がいるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(2) 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- ① 岡山市契約規則
- ② その他の関係法令

(3)秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(4)契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- ① 委託業務着手届
- ② 工程表（委託作業表）
- ③ 業務責任者届出書

(5)業務責任者

本業務を遂行する業務責任者は、以下に掲げる者であること。

- ① 業務責任者は、SNSにおける短編動画制作に精通している者であること。
- ② 業務責任者は、SNSにおける短編動画の媒体ごとのアルゴリズムなどの仕様に精通し、トレンドなどを踏まえて最適な動画制作や広告の活用方法の提案ができる者であること。

(6)損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

(7)貸与資料

- ① 受託者が本業務を実施するうえで必要となる資料のうち委託者が提供することが可能な資料は、委託者が受託者に貸与するものとする。
- ② 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本業務履行不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

(8)プロジェクト管理

受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービスを達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査

し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

(9) 作業経過の報告

委託期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(10) 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- ① 本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(11) 成果品の著作権について

本業務の実施により完成した動画、静止画、チラシ等の著作権は、本市に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。なお、加工・再編集する場合は受託者の了解を得るものとする。

(12) その他

- ① 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。
- ② 受託者は、作業工程において確認事項が発生した場合、委託者に書面にて提出し、確認を取ることができるものとする。
- ③ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- ④ 業務責任者は、委託者からの変更要望又は委託者の承認がない限り、変更できないこととする。

7. 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他、本仕様書にないものであっても、原則として受託者が負担すること。

8. その他

- (1) 業務完了後、一括して支払うこととする。
- (2) 制作した動画や静止画、チラシ等は、ほかの媒体での広告等の用途で、委託者が無期限に使用する。
- (3) 出演者、キャラクターの制作者等の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権など、日本国の法令に基づき保護される全ての権利について考慮し、委託者がSNS上で動画や静止画、チラシ等を無制限期間で公表できるように適切な手続きを行うこと。

- (4) 本業務で制作した動画について、受託者が承諾した場合、委託者が委託期間中にほかの媒体での使用を希望することができるものとする。
- (5) 岡山市内で委託者と即日対面对応が可能な体制とし、連絡調整及び迅速な修正対応ができること。

9. 業務担当課等

本業務の委託者（担当課）は、岡山市保健所感染症対策課とする。

所在地：岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：086-803-1262

Email: kansensyoutaisakuka@city.okayama.jp